

令和2年4月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年4月13日 月曜日 午後3時05分から午後3時56分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (14人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	
	8番	日野 浩一			

推進委員 4番 藤井 元之 10番 佐伯 守

4 欠席委員 (1名) (2番 小谷 恵)

5 議事録署名委員の決定 (3番 前田 繁昌、4番 田中 喬)

6 会務報告 (別紙)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	齋木貴敬
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

議長

今日はどうもご苦労さんでございます。非常に緊迫した状態で鳥取県も第一号が出たということでコロナが出たということで、非常に緊迫した形での対応ということで、行政なり、それから農協関係全てのものがですね、会議とか殆ど色々なものが中止とか出てきております。

島根に至っては、また今日1人増えて8人になったということで、松江から米子にポンと来るかなという怖さを感じとて、鳥取の場合は内容的にはその関係者は居なくて内容が掴めておりますので非常に安堵している部分がございますが、色々な面を考えてみると、うちの果実部も早速交配が済んだら総会も延び延びにしておりましたが、もう書面でもって総会をやってしまわないと集まることとしたら、梨屋さんも年寄りの爺さんや婆さんがやってるというようなことで、集めるということは相成らんということになつとりまして非常にどの農業関係でも書面でもって総会をしてしまうというようなことになっておりますので、十分に検討しながら農業委員会もですね2回推進委員を遠慮していただいたわけですが、後からゆっくりと話をしてですね、簡素化しながら出ていただくような形を検討せないけんじやないかなと思つります。

町長との話し合いについても大勢集めて長時間やるということは、この寒いのに1時間したら窓を開けとか、そういうような設定もあつたりなんかするわけですし、延び延びになってしまえばですね、中止ということで皆さんと話せないけんなということもありますし、後から帰らずに協議事項がございますのでよろしくお願ひしたいと。

皆さんが健全な体でおるということが一番大事でございますので、体に気を付けていただきてですね、毎月この定例会については業務を行わないといけないことになっておりますので一つよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、今日は欠席が1人、ちょっと調子が悪いよということになっておりますので欠席ということで、農委2番さんが欠席ということでございます。出席は15名中14名でございますので、この会が成立することをここに宣言いたします。

それでは議事録署名人でございますが、3番委員さん、4番委員さん、一つよろしくお願ひいたします。

議長

それでは会務報告を、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

座って失礼いたします。はぐっていただきまして会務報告でございます。

【会務報告】

(3月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

(3月 10日) ・3月定例農業委員会について。

(3月 17日) ・大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画

認定審査会について。

・新規就農関係事業に係る審査会について。

(3月25日) 　・大山地区農業相談日について。相談件数なし。

議長 会務報告が終了いたしました。それでは議案に入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。事務局の方から説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求める。

7番、譲渡人、□□□口さん、譲受人、◇◇◇◇さん、〇〇、田んぼ1筆、543m²、売買で全体で※万円です。8番、譲渡人、□□□さん、譲受人、◇◇◇さん、〇〇、〇〇で田んぼ4筆、畑1筆、合計5、199m²、親子間の贈与になります。はぐっていただいて9番です。譲渡人、□□□□口さん、譲受人、◇◇◇◇さん、〇〇の畑4筆、合計6、768m²、親族間の贈与になります。説明は以上になります。

議長 それでは現地確認の報告を推委4番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委4番委員 それでは報告をいたします。まずは7番の〇〇〇〇△△△△△-△番地、これは田んぼとして入会地のために譲渡されたということできちんと管理はされていました。それから〇〇△△△△△-△、〇〇の△△△△△の田んぼはこれも耕耘がしてきっちと管理がしてありました。それから〇〇〇△△△△-△は家の隣で小さいハウスが2棟建ててありました。それで、その残地には野菜が作ってあって管理がきちんととしてありました。それから〇〇〇〇、これは大型のハウスが2棟建ててあって苗とか作物が作られるように管理がしてありました。それから〇〇の〇〇〇、耕耘がしてこれもきちんと管理がしてありました。それからはぐってもらって9番の〇〇〇〇〇〇△△△、これも管理がきちんととして作物が作れるように管理がしてありました。それから〇〇〇〇△△△-△、それから△△△-△の畑は色々な野菜が作ってきちんと管理がこれもしてありました。それから〇〇〇〇〇△△△△-△△、これは梅と柿が少し作ってあります。残地は作物が作れるように草も刈って管理がしてありました。以上です。審議の程お願いいたします。

事務局 現地確認のご説明がございましたが、これについてご質問がある方。

ないようですので、第1号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について農地法施行令第15条の規定により審議を求める。

すみません。早速ですけど提出日が元号が平成になっておりますので令和に修正をお願いいたします。

農地の区分につきましては、こちらは〇〇中学校の前でして、〇〇インターから概ね300m以内ということで第3種農地に該当をいたします。図面のほうははぐってもらって8ページまで続きますけれども、18区画の分譲ということで計画をされていると伺っております。

そして農地法第5条の第2項の規定には該当せず、許可の要件を満たしていないと考えておりますので審議の方よろしくお願ひします。

議長 それでは事務局から説明がございましたが、現地確認の委員さん、ご説明をお願いいたします。

農委12番委員 12番です。午前中、4人の委員と事務局2人で現地を見てまいりました。先程の説明がありましたように、中学校の前のほうで7番も8番もインターから300m以内で該当するんで何ら問題はないと思います。審議の方、よろしくお願ひいたします。

議長 現地確認の説明がございましたが、何か質問がございましたら。質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、非農地証明願について。事務局、ご説明をお願いいたします。
事務局 はい。議案第3号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を
求めます。

番号3番、〇〇、畠1筆、申請人が●●さんです。農地として利用されず雑木が生え原野化しているということで伺っております。

次のページに位置図を付けております。以上です。

議長 それでは現地確認の推委10番さん、報告をお願いいたします。

推委10番委員 はい。推進委員の10番です。本日、事務局と推進4番委員さん、
推進6番委員さん、農委12番委員さん、私とで現地を確認してまいりました。

○○部落ですね、外れになりますけども東側、民家、倉庫等々の陰にな

つておるといいますか残地というか、3畝半ぐらいの面積でしたけども、申請のとおり雑木が繁茂して原野化しておりました。非農地証明願いについて何ら問題がないことを確認しました。ご審議、よろしくお願ひします。

議長

ご説明がございましたが、報告もございましたが、これについて何かご質問がございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求める。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

議案第4号について、ご説明がございましたが何か質問がございますでしょうか。

ないようですので番号318番を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

それでは農委1番委員さん(議事参与制限の為)外へお願いします。

(農委1番委員、退室)

318番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので承認いたしました。

(農委1番委員、入室)

議長

それでは議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があつたので意見を求める。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

今、ご説明がございましたが、これに対して質問がある方。

(農委13番委員、挙手)

はい。13番さん。

農委13番委員 13番です。整理番号9番の△△さんの土地の所在なり面積の関係ですけども、先程の4号議案の時に説明がありました土地の〇〇字〇〇〇△△については1,026のうちの200m²が利用面積ですけども、それに対して△△さんのほうについては1,026m²ということで全体が対象だということで表記がしてありますけども、利用権設定で機構とは200m²ですので、こちらも200m²という表記が必要、実際に貸し借りをする土地は、うち200m²ということになろうかと思うんですがその辺はどうでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、申し訳ありません。訂正のほうさせていただきます。1,026m²のうち200m²が貸し借りをされる面積ということになります。

議長 了解でしょうか。

農委13番委員 はい、承知しました。

議長 その他、ご質問ございませんでしょうか。

なかつたら賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 報告については見ておいて下さい。

41ページの分については説明は良いかいいな。

事務局 報告。

議長 報告だけですので、見ておいて下さい。

議長 それでは、その他に入りますので一つよろしくお願ひいたします。

これについてですが、他の1番の前にですね、これから会をどうして運営していくかと。問題はですね、推進委員の方をずっと休ませておくというのも問題じゃないかと。どうも推進委員の方にしてみれば、いつまで休ませるだいやつていうことの意見も出てるということでございますし、それなりの対応の仕方を検討していかないけんじゃないかということでですね、事前にこういう形ですね、配って内容を出しどるわけとして、簡単に言うと全部読み上げんでもですね良い部分もございますが、それをどういう具合にしてやつたら良いのか、短縮型ですね、コロナが流行ってるんで長い時間おると換気せいとか色々な形でございまして、なるべくならよけ集まるのをやめてごせと言われるとわけですけども、それを簡素化して短時間で話を進めていきたいなということを思っておりましてですね、簡単に言うと、議案ですね、第4号、農用地利用集積計画についてですね、これを読み上げるのに結構時間が掛かることでして、質問はという形でのこれまでどおりの対応の仕方ですね、やつたらどうでしょうかと思うと、皆さんの意見を聞きながら、一方的な話をしたらいけませんが、どういう形にしたら良いのかなということをちょっと皆さんにお伺いしたいということで

す。

農委14番さん、どうでしようかな。

農委14番委員 簡素化にして、推進委員さんも出てもらった方が良いと思いますが。
議長 他にございませんでしょうか。

(農委12番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委12番委員 私も推進委員さんの方から、ちょっと聞かれたんですけども、書類だけもらっても分からないということがあって、やっぱり質問したいこと、説明を受けたいことがあるから、やっぱりここに出て話を聞きたいっていうことでした。推委10番さんも、今日言っておられたですよね。

(推委10番委員、挙手)

議長 はい。

推委10番委員 推進委員の10番ですけども。今回こういう形で出させていただいたんですけども、やはりですね、推進委員としてですね、この農業委員の場に2年半ですか出させていただいておりまして、やはり何か寂しいというか、俺っていらんできないかというちょっと寂しい気持ちになっておりました。この度はこういう形で出席させていただいておりますけども、これがいつまで続くか分かりませんし、出来たらですね、こういう広い場で2mですか、間隔を取っていただいてですね、是非とも推進委員も参加させていただいて、意見等も出てると思うんですよね。その辺も共有化させていただきたいなと。議事録が後で配布されるわけでもありませんし、何が行われたかも分かりません。近所の方に聞かれても答えることも出来ませんので、是非とも、この場に参加させていただきたいなと考えております。よろしくお願ひします。

議長 他にございませんでしょうか。

なら、そういう推進委員さんの意見もございますし、短縮型っていうと悪いんですけど、省くわけではないんですけども、閲覧しながら意見を交わしていくということで5月から推進委員も出ていただいてですね、一緒になってやるという方針で結構でしょうか。

(はい、との声あり)

そういうことで進めて行くという形で、よろしくお願ひしたいと思っております。

ある程度、事務局と相談しながら議案第4号については、見て質問を得るというような形でようございますでしょうか。

(はい、との声あり)

なら、そういうような形で事務局が対応するというようなことで、その他は読み上げていくという形で進めて行きたいと思います。

それでは定例会の日程でございますが、5月の11日、月曜日、中山改善センターですね、3時から行いますよという形ですがよろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

そういう事で、よろしくお願ひいたします。

現地確認当番は、農委1番委員と農委2番委員さんと推委14番委員さんが当番であるということで、よろしくお願ひいたします。

何かその他でございましたら。

歓送迎会について。

歓送迎会についてもですね、集まって酒飲んどらちょっと難しいということで、これもちょっと先延ばししたいと。

それから町長との話もですね、町長さんがうちちらちも今度延ばしますと7月の半ばに一応退陣という形になりますので、新しい人に落ち着いた時点でですね、今は盛んにコロナが山陰に入ってきた時期でございますので、中止という形でどうでしょうかいな。

(はい、との声あり)

そういう形でさせていただきますので、何事ももう少し落ち着いてからということでいけば有難いなと思っておりますので、7月には皆さんでお別れ会をせないけんのかということも出てきますので、存続される方もございますし、そういうことがございますのでもう少し見極めながら歓送迎会を検討していきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

以上を持ちましてですね、4月の定例会は終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

前田 繁昌

議事録署名委員

田中 喬

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。